○国土交通省告示第　　号

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（標章の使用許諾等） 第十条　（略） ２　前項の許諾を得た登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次の各号に掲げる事項を遵守する構成員（構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係る特定既存住宅について、住宅購入者から売買の媒介を依頼された宅地建物取引業者であって、当該構成員が指定したものを含む。次条において同じ。）に限り、前項に規定する標章を使用させることができる。 一　前項に規定する標章を使用して特定既存住宅情報提供事業を行おうとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、その写しを当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体に提出すること。 イ・ロ　（略） ハ　次条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されていること、当該基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書（費用に関する情報を含むものに限る。以下単に「提案書」という。）が作成されていること又は住宅購入者に対して売買契約が成立するまでに提案書を作成することを約すること。 ニ　（略） 二　（略） 三　特定既存住宅の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況を記録するために撮影した写真等（以下単に「写真等」という。）を住宅購入者が閲覧することができる状態に置くこと。ただし、当該写真等を撮影すること又は閲覧することができる状態に置くことについて特定既存住宅の所有者の同意が得られない場合は、この限りでない。	（標章の使用許諾等） 第十条　（略） ２　前項の許諾を得た登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次の各号に掲げる事項を遵守する構成員（構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係る特定既存住宅について、住宅購入者から売買の媒介を依頼された宅地建物取引業者であって、当該構成員が指定したものを含む。次条において同じ。）に限り、前項に規定する標章を使用させることができる。 一　前項に規定する標章を使用して特定既存住宅情報提供事業を行おうとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、その写しを当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体に提出すること。 イ・ロ　（略） ハ　次条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されていること又は当該基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書（費用に関する情報を含むものに限る。）が作成されていること。 ニ　（略） 二　（略） 三　住宅購入者が、特定既存住宅の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況を記録するために撮影した写真等を閲覧することができる状態に置くこと。

四　（略）

五　提案書がある場合又は売買契約が成立するまでに提案書を作成する場合には、住宅購入者に対し当該提案書の写しを売買契約が成立するまでに交付するとともに、住宅購入者からの求めに応じ、当該住宅購入者に対し、住宅リフォーム事業者のあっせんその他の援助を行うこと。

六　（略）

3・4　（略）

別記様式第二号（第七条関係）　（A4）

業務等状況報告書

（略）

1．業務の状況

期間	年　月　日から　年　月　日までの1年間	
構成員に対する標章使用許諾実績	報告基準日　年　月　日	
	件	一戸建ての住宅 / 共同住宅等
第10条第2項第1号に規定する書面の受理実績	受理件数	件 / 件
	うちリフォーム工事済	件 / 件
	うちリフォーム提案あり	件 / 件
	うち売買契約成立までのリフォーム提案作成合意あり	件 / 件
構成員に対する措置の状況		
相談等への対応状況		
研修等の実施状況		
その他報告事項		

四　（略）

五　第一号ハに規定する提案書がある場合には、住宅購入者に対し当該提案書の写しを交付するとともに、住宅購入者からの求めに応じ、当該住宅購入者に対し、住宅リフォーム事業者のあっせんその他の援助を行うこと。

六　（略）

3・4　（略）

別記様式第二号（第七条関係）　（A4）

業務等状況報告書

（略）

1．業務の状況

期間	年　月　日から　年　月　日までの1年間	
構成員に対する標章使用許諾実績	報告基準日　年　月　日	
	件	一戸建ての住宅 / 共同住宅等
第10条第2項第1号に規定する書面の受理実績	受理件数	件 / 件
	うちリフォーム工事済	件 / 件
	うちリフォーム提案あり	件 / 件
構成員に対する措置の状況		
相談等への対応状況		
研修等の実施状況		
その他報告事項		

２．財務状況 （略） 備考 ①～④　（略） ⑤　１．の第10条第２号第１項に規定する書面の受理実績について、「受理件数」の欄は、直近の終了した事業年度中に受理した総件数を記載すること。 「うちリフォーム工事済」欄は、総件数のうち住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されている書面の件数を記載すること。 「うちリフォーム提案あり」欄は、総件数のうち住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書が作成されている書面の件数を記載すること。 「うち売買契約成立までのリフォーム提案作成合意あり」欄は、総件数のうち住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書を、売買契約が成立するまでに作成することで構成員と住宅購入者の間で合意されている書面の件数を記載すること。 ⑥　（略）	２．財務状況 （略） 備考 ①～④　（略） ⑤　１．の第10条第２号第１項に規定する書面の受理実績について、「受理件数」の欄は、直近の終了した事業年度中に受理した総件数を記載すること。 「うちリフォーム工事済」欄は、総件数のうち住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されている書面の件数を記載すること。 「うちリフォーム提案あり」欄は、総件数のうち住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書が作成されている書面の件数を記載すること。 ⑥　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。